

「新潟県がん対策推進条例の一部を改正する条例」に対するパブリックコメントの結果

○意見募集期間 平成30年10月22日～11月20日（30日間）

○意見の提出者 5人（個人・団体）

○意見の件数 9件

I 反映した意見 0件、II 一部反映した意見 0件、III 既に記載済みのもの 5件、

IV 今後の検討課題とするもの 2件、V その他記述を変更しなかったもの 2件

○意見の内容及び対応

番号	該当箇所	内容	対応	反映状況
1	条例全般	国のがん対策と方向性を一にし、新潟県の実績を踏まえて、条例を提案どおり改正することは、大いに喜ばしいことと考え、賛同する。	改正の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。 今後、改正内容を踏まえ、がん対策の推進に取り組んでまいります。	III
2	同	医学の進歩により長寿化が図られているものの、二人に一人ががんになると言われており、がんは怖い病と多くの人々が思っている。 早期発見と早期治療により完治する人も多く聞いており、がんに対する正しい知識を県民がしっかりと理解することが必要であり、そのことを条例にうたってほしい。	第4条の県民の役割では、がんの罹患の直接的又は間接的な要因の排除のための正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払うよう努めるものとする旨記載しております。 また、新たに設けた第21条の「がん教育の推進」では、児童、生徒等が、がんの予防及び早期発見の重要性について理解及び関心を深めるため、その発達段階に応じて教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする旨記載しており、ご意見の趣旨に沿った規定を盛り込んだ条例となっております、その旨ご理解いただければと考えております。 今後、より一層、ご意見を踏まえ、がんの早期発見・早期治療の重要性、がんに対する正しい知識の普及が図られるよう推進してまいります。	V
3	同	がんになってみて、家族や周囲の反応、仕事を続けられるのか等と心配した事を思い出した。 一番は、自分自身も含め、がんをよく知ること、そしてがんに向き合って自分らしく生活できる環境が必要だと感じた。 がんは高齢者のみならず、子どもや働き盛りの人達など、誰もがなる可能性があり、大きな問題となっている がんをよく知り、がんに向き合い、がんになっても自分らしく生きられるような条例を希望する。	ご意見のとおり、年齢にかかわらず、誰もががんに罹患する可能性があると考えられております。 条例の基本理念にも記載したとおり、がん対策は、県、市町村、県民、保健医療関係者、教育関係者及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に行うこととしており、がん患者（がん患者であった者を含む）が安心して治療を受けながら、充実した生活を営むことができるよう推進してまいります。	III
4	第4条	がんによる死亡率の高さを考えれば、がん検診は大切であり、そして、がん検診に基づく必要な精密検査が果たす役割の大きさを考えれば、がん検診と精密検査の受診の2つをセットにして記載したこの規定は、とても意義あるものだと思う。是非、多くの県民に、この規定を周知し、県民の役割として認識してもらい、新潟県民をがんから守ってほしい。	改正の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。 今後、改正内容を踏まえ、がん対策の推進に取り組んでまいります。	III
5	第5条	がん患者は、死の恐怖に怯え、頼るものは医師だけであり、肉体的苦痛はもとより、精神的な苦痛が非常に大きなものがある。 大病院では、がん患者が多いこともあり、医師から見れば多くの患者の中の一症例しかないのであろうが、「冷たい」あるいは「面倒くさい」と患者が扱われたと受け止めても仕方がないような言動や対応を行う医師がいるのではないだろうか。 神のような慈悲の心で接しるとは言わないが、患者にも人権があり、精神的に追い詰められている状況なのだから、十分な配慮がなされなければならない。 医師の倫理についても条例に明記して欲しい。	第5条の保健医療関係者の役割において、がん患者（がん患者であった者を含む）及びその家族が必要とする相談支援及び情報の提供に努めるものとする旨記載しており、この規定の趣旨を踏まえ、ご意見のとおり、十分な配慮を持って対応いただけるものと考えております。 今後とも、条例の趣旨に則り、がん患者が安心して治療を受けながら充実した生活を営むことができるよう、推進してまいります。	V
6	第10条	子宮頸がんはワクチン接種によって予防することが可能と言われているが、因果関係が不明であるものの、ワクチンの注射による慢性疼痛や運動障害などの症状が認められる事例があるため、日本においては自粛されている。 しかしながら、WHOは世界中の最新データを継続的に解析し、HPVワクチンは極めて安全であるとの結論を発表していることから、予防ワクチン接種を条例に明示してほしい。	ご意見のとおり、子宮頸がんのワクチン接種による予防につきましては、現在、様々な議論が展開されていることを踏まえ、今回の条例改正には盛り込まず、今後の検討課題とさせていただきます。	IV
7	第14条	新潟の小児がん対策には、集学的治療、全人格的医療を継続的に提供する小児がん医療体制の充実が必要であり、そのためには県内に小児病院（小児専門医療施設）の早急な設立が不可欠です。6年前の時点で既に小児がん診療体制は全国レベルから引き離されており早急に対策を開始しないと、その差を取り戻すことは非常に困難になる。	ご意見につきましては、重要な課題であると認識しており、引き続き対応策について検討してまいります。	IV
8	第15条	新潟県は、他県に比べ、消化系関連のがんの死亡率が高いと聞いたことがある。 このように新潟県の実情を踏まえた規定を盛り込むことは良いことだと思うので、この規定の意義を踏まえて、しっかりと対応して欲しい。	改正の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。 国のがん対策と方向性を一にしつつ、本県の実情を踏まえ、消化管のがんに係る対策を推進してまいります。	III
9	第21条	子どもたちへのがん教育に当たって、がんに対する正しい知識を認識させることも重要ではあるが、多感な子どもたちであり、がんを怖いものという恐怖心をあおるような教育であってはならない。 子どもたちに対し、がん患者に対する「いたわりの心」や子どもたちの存在自身が患者の精神的な支えとなること等を教え伝えてほしい。	第21条の「がん教育の推進」では、児童、生徒等が、がんのみならずがん患者（がん患者であった者を含む）に関する正しい知識の習得のため、その発達段階に応じて教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする旨記載しており、ご意見の趣旨に沿った対応がなされるものと期待しております。	III

条例案の公表方法等

(1) 自由民主党新潟県支部連合会ホームページへの掲載 (2) 自由民主党新潟県支部連合会における資料の閲覧及び配布

(3) 市町村長、市町村議会議員及び県内各種団体への資料の配布 (4) 条例案に対する意見募集の周知(10月27日新潟日報朝刊掲載)